

山梨県防災会議運営要領改正案新旧対照表

旧	新
<p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(議 決)</p> <p>第四条 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(委 任)</p> <p>第<u>五</u>条 防災会議は、その所掌に属する事務の一部を、会長に委任することができる。</p> <p>2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、次の防災会議に報告しなければならない。</p> <p>(幹事会)</p>	<p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(議 決)</p> <p>第四条 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。<u>ただし、感染症の蔓延等により会議開催が当面不可能と判断される場合には、書面で委員の意見を聞き、防災会議の議決に代えること（以下「書面議決」という。）ができるものとする。</u></p> <p><u>(書面議決の実施)</u></p> <p>第<u>五</u>条 会長は書面議決の実施にあたり、返信期日を指定し、議案書、書面表決書（別記様式第1号）及び参考図書等を全委員に送付するものとする。</p> <p><u>2 期日内に委員の過半数からの返信をもって会議が開催されたものとし、委員は返信をもって会議に出席したものとする。</u></p> <p><u>3 議決は、会議に出席した委員の過半数の同意をもって行うこととし、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p>(委 任)</p> <p>第<u>六</u>条 防災会議は、その所掌に属する事務の一部を、会長に委任することができる。</p> <p>2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、次の防災会議に報告しなければならない。</p> <p>(幹事会)</p>

第六条 防災会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事をもって構成する。
- 3 幹事会は、事務局長が招集する。

(事務局)

第七条 防災会議の事務を処理するため、事務局を防災局防災危機管理課に置く。

- 2 事務局に局長、次長及び局員を置く。
- 3 局長は、防災危機管理課長をもってあてる。
- 4 次長は、防災危機管理課総括課長補佐をもってあてる。
- 5 局員は、県職員のうちから会長が任命する。

(会議録)

第八条 事務局長は、次に掲げる事項について、会議録を作成する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した案件
- (4) 会議の経過
- (5) 議決事項
- (6) その他の参考事項

第七条 防災会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事をもって構成する。
- 3 幹事会は、事務局長が招集する。

(事務局)

第八条 防災会議の事務を処理するため、事務局を防災局防災危機管理課に置く。

- 2 事務局に局長、次長及び局員を置く。
- 3 局長は、防災危機管理課長をもってあてる。
- 4 次長は、防災危機管理課総括課長補佐をもってあてる。
- 5 局員は、県職員のうちから会長が任命する。

(会議録)

第九条 事務局長は、次に掲げる事項について、会議録を作成する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した案件
- (4) 会議の経過
- (5) 議決事項
- (6) その他の参考事項

書 面 表 決 書

年 月 日

山梨県防災会議
会長

殿

所属・役職

氏 名

私は、山梨県地域防災計画の改正案について、次のとおり表決します。

賛 成	
反 対	[]

※「賛成」又は「反対」に、○印を表示して下さい。(反対の場合には、修正が必要な箇所について、当該頁および修正内容を記載して下さい。)